

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額及び限度額
エネルギーデマ ンド監視装置の 取得費用及び設 置に必要な工事 費用	補助対象経費の2/3以内の額とし、40万円を限度額とする

## 備考

上表の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第6条、第9条関係）

交付申請		実績報告	
申請期限	提出書類	報告期限	提出書類
事業着手 日の前日	(1) 事業計画書 (2) 取得予定の設備の明細書及 び取得予定額を明らかにする 書類 (3) 補助対象事業実施予定場所 の現況写真 (4) 法人の登記事項証明書又は 住民票の写し (5) 最新の決算書（写し）又は 確定申告書（写し） (6) 市税の納税証明書 (7) 暴力団等の排除に関する誓 約書兼同意書	事業完了 日から3 0日以内 又は令和 7年2月 末日まで のいずれ か早い日	(1) 取得した設備の納入日を明 らかにする書類 (2) 事業に要した費用の請求書 及び支払いを証する書類 (3) 補助対象事業の完了を示す 写真

## 備考

- 1 表中の「事業着手日」とは、エネルギーデマンド監視装置の発注日をいう。
- 2 表中の「事業完了日」とは、エネルギーデマンド監視装置の納品・設置・支払いが完了した日をいう。